証券コード　4396

第39回 定時株主総会
招集ご通知

日 時 平成30年9月27日（木曜日）
午前10時

場 所 石川県金沢市尾山町10番5号
石川県文教会館１階ホール

目 次

株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 2
招集ご通知提供書面……16
　事業報告……16
　連結計算書類……35
　計算書類……47
　監査報告……57
株主総会会場ご案内図

株式会社 システムサポート

証券コード　4396
平成30年９月12日

株　主　各　位

石川県金沢市本町１丁目５番２号
リファーレ９階
株式会社システムサポート
代表取締役　小清水　良　次

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社の第39回定時株主総会を、下記により開催いたしますのでご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年９月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年９月27日（木曜日）午前10時

２．場　　所　石川県金沢市尾山町10番５号
石川県文教会館　１階　ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項
１．第39期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第39期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.sts-inc.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営体質の強化並びに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

このような方針のもと当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額

⑴　当社普通株式１株につき　　金3円

⑵　配当総額　　金5,640,000円

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年９月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

定款全般にわたり、構成の整理、用語、条文、文言の修正、追加、削除を行うとともに、条数の調整を行うものであります。第５条の変更は、官報よりも、周知性の高い日本経済新聞に変更するものであります。第25条の新設は、業務執行の迅速性の観点から、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に明記するものであります。第30条第２項ただし書の変更は、定款において責任限度の具体額を定めないことに伴う、変更であります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、株式会社システムサポートと称し、英文では、System Support Inc.と表示する。	第１条　＜現行どおり＞
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　＜現行どおり＞
＜以下、記載省略＞	
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を石川県金沢市に置く。	第３条　＜現行どおり＞
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （３）　会計監査人	第４条　＜現行どおり＞
（公告方法）	（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,000,000株とする。	第６条　＜現行どおり＞
（自己株式の取得）	（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。	第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
（単元株式数）	（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。	第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（単元未満株式についての権利）	（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第10条　当会社は株主名簿管理人を置くことができる。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３　当会社の株主名簿、株券喪失登録簿、及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせることができる。	第10条　当会社は株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株式取扱規則） 第11条　当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第11条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集） 第12条　定時株主総会は毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。	（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年９月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社は、毎年６月30日の最終の株主原簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月30日とする。 ＜削除＞
（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第14条　株主総会は、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに代わる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　＜現行どおり＞
（決議の方法） 第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	（決議の方法） 第16条　＜現行どおり＞
2　会社法第309条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。	2　会社法第309条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2　前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第17条　＜現行どおり＞
（議事録） 第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。	（議事録） 第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、11名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、６名以内とする。
２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、５名以内とする。	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第20条　取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。	第20条　＜現行どおり＞
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。	３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
４　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	４　＜現行どおり＞
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	２　＜現行どおり＞
３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。	３　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第22条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	第22条　取締役会は、その決議によって、代表取締役１名を選定する。
2　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。	2　＜現行どおり＞
3　取締役会は、その決議によって、代表取締役社長１名を選定し、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3　取締役会は、その決議によって、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者及び議長）	（取締役会の招集権者及び議長）
第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。	第23条　＜現行どおり＞
2　代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。	
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条　＜現行どおり＞
2　取締役全員の同意あるときは、取締役会の招集手続きを経ないで、これを開くことができる。	
＜新設＞	（重要な業務執行の決定の委任）
	第25条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の決議の方法） 第25条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第26条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会規程） 第27条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。	（取締役の報酬等） 第29条　　＜現行どおり＞
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の会社法423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は、会社法427条第１項に定義される取締役との間で、会社法423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　監査等委員会	第５章　監査等委員会
（監査等委員会の招集通知）	（監査等委員会の招集通知）
第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第31条　＜現行どおり＞
２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。	
（監査等委員会規程）	（監査等委員会規程）
第31条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。	第32条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（会計監査人の選任）	（会計監査人の選任）
第32条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	第33条　＜現行どおり＞
（会計監査人の任期）	（会計監査人の任期）
第33条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第34条　＜現行どおり＞
２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	
（会計監査人の報酬等）	（会計監査人の報酬等）
第34条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。	第35条　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第７章　計算	第７章　計算
（事業年度）	（事業年度）
第35条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月30日までとする。	第36条　＜現行どおり＞
（期末配当及び基準日）	（剰余金の配当の基準日）
第36条　当会社は、毎年６月30日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。	第37条　当会社の期末配当の基準日は毎年６月30日とする。
（中間配当金）	（中間配当）
第37条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という）をすることができる。	第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。
（期末配当金等の除斥期間）	（配当金の除斥期間）
第38条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	第39条　配当財産が金銭である場合は、支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
２　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	２　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	〔再任〕 小清水（こしみず）　良次（りょうじ） （昭和31年５月15日）	昭和54年４月　ロイヤルホールディングス㈱入社 昭和55年10月　当社入社 平成２年９月　当社専務取締役 平成６年９月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱イーネットソリューションズ　代表取締役会長 ㈱ＳＴＳメディック　代表取締役会長 ㈱アクロスソリューションズ　代表取締役会長 STS Innovation, Inc.　Director STS Innovation Canada Inc.　Director	67,000株
2	〔再任〕 鈴木（すずき）　憲二（けんじ） （昭和23年５月２日）	昭和45年１月　㈱リクルートホールディングス入社 平成８年10月　㈱ノス入社 平成17年１月　㈱インエックス入社 平成18年５月　当社入社 平成21年９月　当社取締役 平成24年９月　当社常務取締役 平成28年７月　当社専務取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱Ｔ４Ｃ　取締役	60,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	〔再任〕 能登（のと） 満（みつる） （昭和34年12月７日）	昭和53年４月　北陸コンピュータサービス㈱入社 昭和57年12月　当社入社 平成７年９月　当社取締役 平成16年９月　当社常務取締役 平成24年９月　当社専務取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アクロスソリューションズ　取締役 STS Innovation, Inc.　Director・CFO STS Innovation Canada Inc.　Director・CFO	80,000株
4	〔再任〕 森田（もりた） 直幸（なおゆき） （昭和36年３月25日）	昭和56年４月　㈱金城楼入社 昭和62年２月　当社入社 平成21年９月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） なし	25,000株

（注）１．各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（平成30年6月30日）現在の株式数を記載しております。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	〔再任〕 高井　健司（たかい　けんじ） （昭和31年11月20日）	昭和54年４月　ロイヤルホールディングス㈱入社 平成２年３月　当社入社 平成25年７月　当社名古屋支社長 平成27年９月　当社監査役 平成28年９月　当社取締役常勤監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱イーネットソリューションズ　監査役 ㈱Ｔ４Ｃ　監査役 ㈱ＳＴＳメディック　監査役 ㈱アクロスソリューションズ　監査役	25,000株
2	〔再任〕 〔社外〕 〔独立〕 廣崎　邦夫（ひろさき　くにお） （昭和29年２月４日）	昭和47年４月　㈱北國銀行入行 平成18年６月　同　執行役員 平成20年６月　同　取締役兼執行役員 平成22年６月　同　常務取締役兼執行役員 平成23年６月　同　常勤監査役（平成27年６月退任） 平成28年９月　当社社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱中央設計技術研究所　理事 ㈱白山瀬波　取締役事業本部長 社会福祉法人手取会　監事 ㈱ひまわりほーむ　監査役	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	〔再任〕 〔社外〕 〔独立〕 麻生（あそう）　小夜（さよ） （昭和50年10月26日）	平成18年10月　弁護士登録（第59期） 平成18年10月　弁護士法人田中彰寿法律事務所入所 平成23年10月　麻生法律事務所（現金沢あおば法律事務所）　所長（現任） 平成28年９月　当社社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 金沢あおば法律事務所　所長 石川県信用保証協会　外部評価委員会委員 石川県土木部　公共事業評価監視委員会委員 国立大学法人金沢大学　金沢大学付属病院医療安全管理監査委員 金沢弁護士会　両性の平等委員会委員	5,000株

（注）１．候補者麻生小夜氏の戸籍上の氏名は、岡野小夜であります。

２．各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（平成30年6月30日）現在の株式数を記載しております。

３．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

４．当社は、高井健司氏、廣﨑邦夫氏、麻生小夜氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。高井健司氏、廣﨑邦夫氏、麻生小夜氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約の内、限度額を会社法425条第１項に定める最低責任限度額と変更した上で、継続する予定であります。

５．廣﨑邦夫氏及び麻生小夜氏は、社外取締役候補者であります。

６．廣﨑邦夫氏を社外取締役候補者とした理由は、銀行業における常勤監査役としての経験が豊富であることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

７．麻生小夜氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての法律実務経験が豊富なことから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

８．廣﨑邦夫氏及び麻生小夜氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

９．当社は、廣﨑邦夫氏及び麻生小夜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用所得環境の改善や底堅い企業収益が下支えとなり、緩やかな回復基調が続きましたが、米国の保護主義的な通商政策等による貿易摩擦、中東・東アジア地域における地政学上のリスク等の影響が懸念され、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような経済環境の中で、当社グループが属する情報サービス業界におきましては、働き方改革への取り組み等企業における効率化や生産性向上を目的とした投資需要に加え、ＡＩ、ＩｏＴ、Ｆｉｎｔｅｃｈ等の分野に注目が集まり、市場は拡大傾向となりました。

特に流通・小売業におけるデジタルマーケティング強化に向けたＥＣやビッグデータ分析関連、製造業における高度化されたシステムの維持運用における効率化に向けたＩＴ投資等、各種クラウド型ＩＴサービスへの需要が堅調に推移しているものと考えております。

このような経済環境のもとで、当社グループにおきましては、小売業におけるシステム基盤のクラウド移行案件や物流業における基幹システム更新案件、人材サービス業におけるスマートフォンアプリ開発案件等を中心に受注拡大に努めた結果、当連結会計年度における売上高は9,970百万円と堅調に推移いたしました。また、営業利益は402百万円、経常利益は368百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は218百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

セグメント別の業績は、次のとおりです。なお、セグメントの売上高については、外部顧客への売上高を記載しております。

（ソリューション事業）

小売業におけるシステム基盤のクラウド移行案件や物流業における基幹システム更新案件、人材サービス業におけるスマートフォンアプリ開発案件の受注等により、売上高は8,254百万円、セグメント利益は1,905百万円となりました。

（アウトソーシング事業）

ＡＩ関連サービス等を含めたデータセンター業務等が堅調に推移した結果、売上高は1,344百万円、セグメント利益は429百万円となりました。

（プロダクト事業）

住宅建築業向けの製品のカスタマイズ案件が減少し、売上高は326百万円、セグメント利益は142百万円となりました。

（その他事業）

北米で展開しているメディア関連の広告収入の減少により、売上高は44百万円、セグメント利益は23百万円となりました。

② 設備投資及び研究開発の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は205,874千円であり、その主な内訳は、自社利用ソフトウエアの取得72,491千円、オフィス改装に伴うリース資産の取得20,988千円、ソリューション事業におけるソフトウエアの取得24,323千円、アウトソーシング事業における器具及び備品の取得19,150千円、プロダクト事業における自社製品のバージョンアップ、機能追加に伴うソフトウエアの取得19,075千円であります。

なお、当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金150,000千円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 36 期 (平成27年６月期)	第 37 期 (平成28年６月期)	第 38 期 (平成29年６月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (平成30年６月期)
売上高（千円）	6,001,895	5,892,583	6,509,743	9,970,304
営業利益（千円）	△180,491	156,104	217,736	402,729
経常利益（千円）	△179,225	135,848	181,863	368,839
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（千円）	△398,983	128,462	65,545	218,683
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	△279.49	72.37	36.90	116.32
純資産（千円）	146,569	271,169	349,706	558,697
総資産（千円）	2,529,854	2,709,214	2,806,232	4,166,732
１株当たり純資産（円）	82.57	152.77	186.01	297.18

（注）１．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第38期以前の各数値は単体ベースで記載しております。

２．１株当たり当期純利益（△損失）は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

３．当社は、平成29年12月16日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名		所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	当社の出資比率
国内	株式会社イーネットソリューションズ	石川県	50,000千円	100%	アウトソーシング	100%
	株式会社Ｔ４Ｃ	東京都	90,039千円	100%	ソリューション	100%
	株式会社ＳＴＳメディック	東京都	10,000千円	100%	ソリューション プロダクト	100%
	株式会社アクロスソリューションズ	石川県	10,000千円	100%	プロダクト	100%
海外	STS Innovation, Inc.	米国	1,400千米ドル	100%	その他	100%
	STS Innovation Canada Inc.	カナダ	100千カナダドル	100%	アウトソーシング	100%

（注）「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、下記の取り組みを行い、企業体質及び競争力の強化を図り、収益の向上を目指してまいります。

① 受注拡大への取り組み

・エンドユーザー比率の向上

ソリューション事業においてはエンドユーザーが直接の顧客になるほか、エンドユーザーからシステム開発を受託したシステムインテグレーター（SIer）など他社を介す場合もあります。当社グループは、より利益率の高い請負案件の受注を見込めるエンドユーザーとの直接取引の増加を目指してまいります。

・アライアンスの強化

当社グループではエンドユーザーとの取引増加を目指して、パートナー各社とのアライアンスによりエンドユーザーの紹介を受け、最終的には基幹系システム開発領域まで拡大する形で事業を展開しております。当社グループは今後も、国内外のさまざまな製品・サービスを扱うことで、顧客それぞれのニーズや課題にマッチしたソリューションを提供することを目指してまいります。

・当社グループ間の連携強化

当社グループ間の連携強化を図り、顧客ニーズを掘り起こし、各社のソリューションを提供するなどグループ全体で取引の拡大に注力しております。また、当社グループの技術力を活かした新規事業やサービス展開を企画、検討し新規事業へのチャレンジを継続的に行うことで、成長性の高い事業やサービスを組み入れたビジネスポートフォリオを作り、中長期的な受注拡大へ努めてまいります。

② 品質・生産性向上の取り組み

ビジネス環境の変化が大きい時代において顧客のＩＴに対するニーズはより一層複雑化・高度化し、同時に技術の変化も加速しています。その中で当社グループが顧客から信頼を受け選ばれ続けるために、プロセスの標準化による高い品質と生産性の確保が重要な課題であると認識しております。当社グループではサービスの品質・生産性の向上のため、各プロジェクトに対し品質・期間・コスト・リスクコントロールの観点からプロジェクトマネジメントの強化を実施し、不採算案件の減少と継続的な品質の向上を図ってまいります。

③ 優秀な人材の採用・育成

・人材の確保

当社グループのサービス提供を支える優秀な人材を確保することは重要な課題と認識しており、高度な技術力を備えたＩＴスペシャリストや上流工程を担えるシステムエンジニア、大規模プロジェクトをマネジメントできるプロジェクトマネージャーなど技術者の積極的な採用を実施してまいります。

国内の技術者採用については資格保有者数などによるブランディングを強化し、また、グローバル人材の確保は海外のグループ会社と連携を行い、他社との差別化を図りより優秀な人材の確保に努めてまいります。

・スペシャリストの育成

当社グループの継続的事業展開と発展のためには、ＩＴサービス業界での技術の動きに対応できる人材が必須なため、高度な専門技術を持った人材を継続的に育成するために技術向上に関連する投資を推し進め、競合他社との差別化及び新たな価値を創出してまいります。具体的には、戦略的に社員の資格取得を推進するほか、プロジェクト管理などのマネジメント能力の強化に繋がる教育を継続的に行ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成30年６月30日現在）

当社グループは、ソリューションサービス、アウトソーシングサービス、プロダクトサービスを主要な事業内容としております。

事業	主要サービス・製品等
ソリューションサービス	システムに関するコンサルティング・設計・開発及びデータベースやネットワーク等のインフラ構築、並びにクラウドサービスの利用・導入支援サービス
アウトソーシングサービス	ホスティング及びハウジング等のデータセンターサービス及びソリューションサービス提供後のシステムに関するユーザー企業への教育、ヘルプデスクの運用・保守、データエントリー（入力）サービス
プロダクトサービス	当社グループによる製品（パッケージソフト）の開発及び販売、ユーザー企業の用途に応じたカスタマイズ開発サービス

⑹ 主要な営業所及び工場（平成30年６月30日現在）

① 当社

本社	石川県金沢市
支社・支店	東京支社（東京都新宿区）、名古屋支社（愛知県名古屋市）、 大阪支店（大阪府大阪市）、北陸支社（石川県金沢市）

② 子会社

株式会社イーネットソリューションズ	本社（石川県金沢市）
株式会社Ｔ４Ｃ	本社（東京都品川区）
株式会社ＳＴＳメディック	本社（東京都新宿区）
株式会社アクロスソリューションズ	本社（石川県金沢市）
STS Innovation, Inc.	本社（アメリカ合衆国カリフォルニア州）
STS nnovation Canada Inc.	本社（カナダ国ブリティッシュコロンビア州）

⑺ 使用人の状況（平成30年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソリューション事業	826名	－
アウトソーシング事業		
プロダクト事業		
報告セグメント計	826	－
その他事業	4	－
全社（共通）	39	－
合計	869	－

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数につきましては、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

２．企業集団の使用人は、同一の使用人が複数のセグメントに就業しているため、セグメント別に記載しておりません。

３．全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

４．当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
725名	50名増	35.6歳	6.9年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数につきましては、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成30年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社北國銀行	405,549千円
株式会社北陸銀行	312,173
株式会社三井住友銀行	192,347
三井住友信託銀行株式会社	150,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	100,000
北陸信用金庫	100,000

⑼ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき３円とさせていただきます。なお、中間配当金は見送らせていただきましたので、年間配当金は１株当たり３円になります。

⑽ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成30年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　5,000,000株
② 発行済株式総数　1,880,000株
③ 株主数　29名
④ 単元株式数　100株
⑤ 大株主

株主名	持株数	持株比率
システムサポート従業員持株会	730,760株	38.87%
一般社団法人小清水の会	395,000	21.01
上岸弘和	173,000	9.20
小清水明子	90,000	4.79
能登満	80,000	4.26
小清水良次	67,000	3.56
鈴木憲二	60,000	3.19
山下崇文	45,250	2.41
森田直幸	25,000	1.33
高井健司	25,000	1.33

（注）１．自己株式は保有しておりません。
２．小数第３位を四捨五入しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年12月16日付にて普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を行っております。これにより同日付けをもって発行済株式総数は1,504,000株増加し、1,880,000株となっております。また、平成29年12月16日付にて単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		平成29年６月22日
新株予約権の数		17,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 86,500株 （新株予約権１個につき 5株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 795円 （１株当たり 159円）
権利行使期間		自 平成32年７月１日 至 平成39年６月21日
行使の条件		（注）１．
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 4名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）１．行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約の定めによるものとします。

２．社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

３．平成29年12月16日付で行った１株を５株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担　　当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小清水　良次	内部監査室 経営企画部 新規事業推進部	㈱イーネットソリューションズ　代表取締役会長 ㈱ＳＴＳメディック　代表取締役会長 ㈱アクロスソリューションズ　代表取締役会長 STS Innovation, Inc.　Director STS Innovation Canada Inc.　Director
専務取締役	鈴木憲二	東京支社 名古屋支社	㈱Ｔ４Ｃ　取締役
専務取締役	能登　満	大阪支店 北陸支社	㈱アクロスソリューションズ　取締役 STS Innovation, Inc.　Director・CFO STS Innovation Canada Inc.　Director・CFO
取締役	森田直幸	総務人事部 経理部 情報推進部	なし
取締役 （常勤監査等委員）	高井健司	－	㈱イーネットソリューションズ　監査役 ㈱Ｔ４Ｃ　監査役 ㈱ＳＴＳメディック　監査役 ㈱アクロスソリューションズ　監査役
取締役 （監査等委員）	廣崎邦夫	－	㈱中央設計技術研究所　理事 ㈱白山瀬波　取締役事業本部長 社会福祉法人手取会　監事 ㈱ひまわりほーむ　監査役
取締役 （監査等委員）	麻生小夜	－	金沢あおば法律事務所　所長 石川県信用保証協会　外部評価委員会委員 石川県土木部　公共事業評価監視委員会委員 国立大学法人金沢大学　金沢大学付属病院医療安全管理監査委員 金沢弁護士会　両性の平等委員会委員

（注）１．取締役（監査等委員）廣崎邦夫氏及び取締役（監査等委員）麻生小夜氏は、社外取締役であります。

２．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、高井健司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、高井健司氏、廣崎邦夫氏、麻生小夜氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円と会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

③　取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取　締　役（監査等委員を除く）	4名	94,376千円
取　締　役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	17,343 (6,000)
合計	7 (2)	111,719 (6,000)

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年９月26日開催の第37回定時株主総会において、年額２億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年９月26日開催の第37回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

４．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額10,030千円（取締役（監査等委員を除く）４名に対し9,069千円、取締役（監査等委員）１名に対し960千円。

５．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）廣﨑邦夫氏は、㈱中央設計技術研究所理事、㈱白山瀬波取締役事業本部長、社会福祉法人手取会監事、㈱ひまわりほーむ監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）麻生小夜氏は、金沢あおば法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取　締　役 （監査等委員）	廣　崎　邦　夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全回、監査等委員会15回のうち全回に出席いたしました。 主に内部統制システムの機能強化の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取　締　役 （監査等委員）	麻　生　小　夜	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全回、監査等委員会15回のうち全回に出席いたしました。 弁護士として法律に関する知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年７月１日をもって、ＥＹ新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,800千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成28年９月26日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

これに伴い、平成28年９月23日開催の取締役会決議に基づき平成28年９月26日付で「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、平成29年４月１日付で整備状況を反映した内容に改正を実施しております。

改正後の内容及び運用状況は、以下のとおりです。

⑴　グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① グループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「システムサポートグループ行動規範」を制定し、また、グループの役職員が法令や社内規程に従いかつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう、グループの役職員への企業倫理意識の浸透・定着を図ります。

② 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「コンプライアンス統括委員会」を設置し、コンプライアンスの維持向上に努めるとともに、コンプライアンスに関する報告相談窓口を当社及び外部弁護士事務所に設置します。

③ 反社会的勢力の排除に関しては、一切の関係を排除し、不当な要求に対しては、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築します。

④ グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、必要な体制の整備・改善に努めます。

⑤ グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、当社に内部監査室を設置し、各業務執行部門から独立かつ社長直轄の組織として内部監査を実施いたします。

（運用状況の概要）

グループ内のコンプライアンス活動に関する方針策定や重要課題への対応について、コンプライアンス統括委員会を11月と５月に開催し、審議を実施しました。

インサイダー情報の取り扱いに関して、当社取締役に対してＷＥＢによる研修及び確認テストを実施し、経営幹部層に対して、外部講師による集合研修を実施しました。

グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルをグループ内の全役職員に周知し、ＷＥＢを活用した研修を実施しました。

反社会的勢力の排除に関して、マニュアルに基づき取引先の調査を実施し、一切の関係排除に努めています。

「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づきグループの財務報告の信頼性を確保するため、国内子会社４社に対して当社と同じ勤怠及び受発注システムを導入し、入力ミスによる誤謬の低減、受発注データの修正履歴の記録、承認権限の運用徹底を図りました。

「内部監査規程」に基づき、グループの業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に行われているかどうかを、内部監査を実施して確認しました。

⑵　グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループ各社の重要な意思決定についてグループ全体で統制すべき事項を明確にするとともに、適時に情報を共有するため、「関係会社管理規程」を制定し運用いたします。

②　グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度目標の達成に向けては、定期的に開催する「グループ代表者会議」において、事業上の課題及び対応を検討します。

（運用状況の概要）

グループ各社の重要な意思決定に関わる事項については、関係会社管理規程に基づき必要な報告又は決議の手続きを経るとともに、毎月開催しているグループ代表者会議において、情報の共有、必要に応じて事業上の課題と対応についての検討が実施されました。

⑶　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」において定められた保存期間・保存形式にて保存します。また、取締役、会計監査人からの要請があった場合には、すみやかに閲覧可能な対応を実施します。

②　情報の保護については、社長が情報セキュリティ管理責任者（以下「ＣＩＳＯ」と記載）を任命し、ＣＩＳＯを委員長とした情報セキュリティ委員会を設置し、情報に関するリスク管理を統括する体制を整備するとともに、経営者による定期的なレビューの実施及び内部監査部門や外部審査機関による定期的な監査や審査を実施し、情報セキュリティ水準の維持向上に努めます。

（運用状況の概要）

取締役の職務執行に係る決議・報告の内容は、会議議事録又は稟議書等により所定の場所に保管され、必要な場合に速やかに閲覧が可能となっております。情報の保護については、情報セキュリティ委員会を中心としたマネジメントシステムの運用により適切に管理されております。また、毎年外部審査機関による審査を受け、管理運用水準の維持向上に努めております。

⑷ グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① グループの損失の危険の管理については、「リスク管理委員会」を設置し、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、分類し、評価することにより、グループを取り巻くリスクを適切に管理し、リスク管理体制の維持向上に努めます。

② 企業倫理、コンプライアンス、情報管理、品質管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野において、必要な規程又はマニュアル等を整備し、事前の損失防止に努めます。

③ 当社の内部監査室は、グループ全体のリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役等又は取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備します。

（運用状況の概要）

コンプライアンス、環境、品質、その他のリスクについて、リスクの顕在化と拡大防止のため、リスク管理委員会、コンプライアンス統括委員会、情報セキュリティ委員会、管理本部、経営企画部、内部監査室が相互連携しながらリスク管理体制の強化を推進しております。

当社の主要事業である一括請負のシステム開発案件について、品質、コスト、納期など計画通り案件が進捗しているかの状況把握と、課題がある場合には早期に必要な対策を講じるため、経営企画部に設置したプロジェクトマネジメントオフィスグループによる開発案件の第三者レビューの仕組みの運用が定着し、案件リスクの早期発見及び赤字低減に一定の効果が得られております。

⑸ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制を整備します。

（運用状況の概要）

子会社の取締役には、当社の業務執行取締役が少なくとも１名就任しており、子会社の取締役等の職務の執行に関して、当社に必要な報告等を実施しております。

⑹ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人若干名を、監査等委員会スタッフとして従事させます。

② 監査等委員会スタッフの選任については、予め監査等委員会の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

（運用状況の概要）

監査等委員会の職務を補助するため、使用人２名を兼任で監査等委員会スタッフとして従事させております。なお、監査等委員会から事前にスタッフ選任の同意を得て、業務執行者からの独立性の確保に努めております。

⑺ グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の監査等委員は、監査等委員会を代表して、重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。

② 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口に寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。

③ 当社の監査等委員会に対して、内部監査室は内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、監査等委員会は当社の代表取締役等又は取締役会に対し、必要に応じて調査を求めます。

④ 報告相談窓口に通報した者への報復行為を禁ずる条項を「コンプライアンス通報窓口運営要領」に明記し、報告相談行為を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。

（運用状況の概要）

当社が月例で開催している、役員会議、経営会議、グループ代表者会議について、毎回常勤監査等委員にも会議招集を行っております。他の会議においても、監査等委員の申し出がある場合には、参加しております。

コンプライアンスに関する報告相談窓口は、社内においては、当社の経営企画部又は常勤監査等委員、社外においては、当社契約の弁護士、と複数ルート設置しており、報告相談事案に応じて、通報者が選択できるようにしています。

報告相談窓口に通報した者への報復行為を禁ずる条項を「コンプライアンス通報窓口運営要領」に明記し、報告相談行為を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保しています。

⑻ **当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査等委員の監査費用については、監査等委員からの申請に基づき、当社が負担します。

（運用状況の概要）

監査等委員の監査費用については、監査等委員が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算策定時に想定していなかった事由による費用についても、当社が負担しています。

⑼ **その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される検討又は対応事項の要請を行います。

② 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

（運用状況の概要）

当社の監査等委員は、代表取締役との意見交換会を実施し、内部統制システムの構築と運用状況、会社が対処すべき経営課題等に関して、ディスカッションを実施しました。

当社の監査等委員は、会計監査人と定期的にコミュニケーションを図り、互いの監査計画の説明、監査状況の共有等、意見の交換を実施しました。

連結貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,228,936	流動負債	2,842,275
現金及び預金	1,436,137	買掛金	422,452
受取手形及び売掛金	1,348,754	短期借入金	990,000
商品及び製品	31,192	1年内返済予定の長期借入金	139,249
仕掛品	168,302	リース債務	50,322
貯蔵品	2,422	未払金	217,224
繰延税金資産	125,342	未払費用	520,934
その他	117,242	未払法人税等	144,176
貸倒引当金	△457	賞与引当金	6,570
固定資産	937,796	受注損失引当金	11,783
有形固定資産	277,730	品質保証引当金	17,628
建物及び構築物	77,431	その他	321,934
車両運搬具	485	固定負債	765,759
工具、器具及び備品	49,186	長期借入金	370,093
土地	67,960	リース債務	60,211
リース資産	82,666	役員退職慰労引当金	154,743
無形固定資産	285,118	退職給付に係る負債	168,842
ソフトウエア	245,042	その他	11,867
のれん	15,956	負債合計	3,608,035
リース資産	21,865	（純資産の部）	
その他	2,253	株主資本	609,343
投資その他の資産	374,947	資本金	203,897
敷金	225,739	資本剰余金	8,347
繰延税金資産	78,686	利益剰余金	397,098
その他	70,521	その他の包括利益累計額	△50,646
		その他有価証券評価差額金	△1,859
		為替換算調整勘定	△3,569
		退職給付に係る調整累計額	△45,217
		純資産合計	558,697
資産合計	4,166,732	負債純資産合計	4,166,732

連結損益計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		9,970,304
売上原価		7,494,070
売上総利益		2,476,234
販売費及び一般管理費		2,073,504
営業利益		402,729
営業外収益		
受取利息	128	
受取手数料	2,062	
助成金収入	1,593	
保険解約返戻金	12	
保険配当金	1,220	
その他	2,012	7,029
営業外費用		
支払利息	27,157	
為替差損	9,365	
株式公開費用	3,850	
その他	547	40,920
経常利益		368,839
特別利益		
固定資産売却益	41	41
特別損失		
固定資産除却損	1,181	
減損損失	27,040	28,221
税金等調整前当期純利益		340,660
法人税、住民税及び事業税	157,597	
法人税等調整額	△35,621	121,976
当期純利益		218,683
親会社株主に帰属する当期純利益		218,683

連結株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	203,897	8,347	184,055	396,300
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当			△5,640	△5,640
親会社株主に帰属する当期純利益			218,683	218,683
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）				
当連結会計年度変動額合計	－	－	213,043	213,043
当連結会計年度末残高	203,897	8,347	397,098	609,343

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△1,047	△3,194	△47,665	△51,907	344,392
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△5,640
親会社株主に帰属する当期純利益					218,683
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△812	△375	2,448	1,260	1,260
当連結会計年度変動額合計	△812	△375	2,448	1,260	214,304
当連結会計年度末残高	△1,859	△3,569	△45,217	△50,646	558,697

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	６社
連結子会社の名称	株式会社イーネットソリューションズ
	株式会社Ｔ４Ｃ
	株式会社ＳＴＳメディック
	株式会社アクロスソリューションズ
	STS Innovation, Inc.
	STS Innovation Canada Inc.

⑵　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・商品及び製品	主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
・仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
・貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

但し、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	８～41年
車両運搬具	２～５年
工具、器具及び備品	３～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的ソフトウエア　見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用ソフトウエア　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産　定額法を採用しております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、国内連結子会社は支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．受注損失引当金　受注制作ソフトウエア開発に係る将来の損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は当連結会計年度末における受注制作ソフトウエア開発のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる契約について、損失見込額を計上しております。

ニ．品質保証引当金　客先納入後の品質担保等の費用に備えるため、当社及び国内連結子会社の実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、個別に見積可能な費用については、発生見込額を見積計上しております。

ホ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

ニ．消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

⑴　資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	45千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　　390,988千円

⑶　当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行８行との当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,280,000千円
借入実行残高	940,000千円
差引額	1,340,000千円

⑷　期末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形　　496千円

３．連結損益計算書に関する注記

⑴　減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
業務用資産	土地	㈱システムサポートアウトソーシングセンター（石川県金沢市）	27,040

当社グループは、減損の兆候を判定するにあたり、原則として業務用資産については各社事業部、サービス区分により資産グループの単位としております。また、プロジェクト特有の資産を有する場合には、個別にグルーピングを行っております。

上記業務用資産につきましては、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額については、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を採用しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	376,000	1,504,000	－	1,880,000

（注）普通株式の発行済株式の株式数の増加1,504千株は、普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を実施したことによるものであります。

⑵　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年９月28日定時株主総会	普通株式	5,640	15	平成29年６月30日	平成29年10月２日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年９月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,640	3	平成30年６月30日	平成30年９月28日

（注）平成29年12月16日を効力発生日として普通株式１株につき5株の割合で株式分割を行っております。なお、株式分割実施前に換算すると１株当たり15円に相当いたします。

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

５．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延のおそれがあるときは営業部門と連携し、速やかに適切な処理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、その全てが１年以内の支払期日であります。

これらの営業債務や借入金等は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰予定表により適正な手元資金の流動性を維持することにより管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成30年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	1,436,137	1,436,137	－
⑵　受取手形及び売掛金	1,348,754		
貸倒引当金（※）	△457		
	1,348,296	1,348,296	－
⑶　投資有価証券	3,790	3,790	－
⑷　敷金	187,656	184,210	△3,446
資産　計	2,975,881	2,972,435	△3,446
⑴　買掛金	422,452	422,452	－
⑵　短期借入金	990,000	990,000	－
⑶　未払金	217,224	217,224	－
⑷　未払費用	520,934	520,934	－
⑸　長期借入金（一年内返済予定分を含む）	509,342	512,379	3,037
負債　計	2,659,953	2,662,991	3,037

（※）受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金、並びに⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑷　敷金

敷金の時価については、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、上記表内の「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金のうち返還されないものの未償却残高は含まれておりません。

負債

⑴　買掛金、⑵　短期借入金、⑶　未払金並びに⑷　未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期借入金（一年内返済予定分を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,436,137	－	－	－
受取手形及び売掛金	1,348,754	－	－	－
敷金	481	4,804	24,296	158,075
合計	2,785,372	4,804	24,296	158,075

（注３）長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
短期借入金	990,000	－	－	－
長期借入金 （一年内返済予定分を含む）	139,249	321,782	27,061	21,250
合計	1,129,249	321,782	27,061	21,250

６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　297円18銭

⑵　１株当たり当期純利益　116円32銭

（注）当社は、平成29年12月16日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

７．重要な後発事象に関する注記

⑴　公募による新株式の発行

当社は、平成30年８月２日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、平成30年６月29日及び平成30年７月13日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、平成30年８月１日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は638,597千円、発行済株式総数は2,420,000株となっております。

①　募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②　発行する株式の種類及び数：普通株式　540,000株

③　発行価格：１株につき　1,750円
一般募集はこの価格にて行いました。

④　引受価額：１株につき　1,610円
この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤　払込金額：１株につき　1,402.5円
この金額は会社法上の払込金額であり、平成30年７月13日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥　資本組入額：１株につき　805円

⑦　発行価額の総額：757,350千円

⑧　資本組入額の総額：434,700千円

⑨　払込金額の総額：869,400千円

⑩　払込期日：平成30年８月１日

⑪　資金の使途：事業所移転に伴う設備投資資金及び借入金の返済資金

⑵ 第三者割当増資による新株式の発行　オーバーアロットメントの売出に係る発行

当社は、平成30年６月29日及び平成30年７月13日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を下記のとおり決議しております。

① 発行する株式の種類及び数：普通株式　97,500株（上限）
② 払込金額：１株につき　1,402.5円
③ 払込金額の総額：　156,975千円（上限）
④ 申込予定期日：平成30年８月30日
⑤ 払込予定期日：平成30年９月４日
⑥ 資金の使途：事業所移転に伴う設備投資資金及び借入金の返済資金

貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,290,551	流動負債	2,280,367
現金及び預金	910,818	買掛金	336,234
受取手形	19,770	短期借入金	970,000
売掛金	1,031,618	１年内返済予定の長期借入金	60,012
商品及び製品	12,164	リース債務	20,742
仕掛品	158,434	未払金	138,110
貯蔵品	946	未払費用	449,333
前渡金	6,755	未払法人税等	108,126
前払費用	29,950	前受金	40,553
繰延税金資産	104,022	預り金	58,436
その他	16,175	受注損失引当金	11,783
貸倒引当金	△106	品質保証引当金	6,508
固定資産	838,236	その他	80,526
有形固定資産	158,944	固定負債	361,103
建物	51,094	長期借入金	128,293
構築物	64	リース債務	18,027
車両運搬具	0	退職給付引当金	84,915
工具、器具及び備品	13,454	役員退職慰労引当金	110,920
土地	67,960	その他	18,945
リース資産	26,371	負債合計	2,641,470
無形固定資産	170,880	（純資産の部）	
ソフトウエア	158,402	株主資本	489,176
リース資産	10,811	資本金	203,897
その他	1,667	資本剰余金	73,897
投資その他の資産	508,411	資本準備金	73,897
投資有価証券	3,790	利益剰余金	211,381
関係会社株式	204,209	利益準備金	7,160
出資金	3,080	その他利益剰余金	204,221
長期貸付金	45,251	繰越利益剰余金	204,221
長期前払費用	1,267	評価・換算差額等	△1,859
敷金	196,691	その他有価証券評価差額金	△1,859
繰延税金資産	30,298	純資産合計	487,317
その他	58,028		
貸倒引当金	△34,206		
資産合計	3,128,788	負債純資産合計	3,128,788

損　益　計　算　書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,297,278
売上原価		5,581,521
売上総利益		1,715,756
販売費及び一般管理費		1,446,089
営業利益		269,667
営業外収益		
受取利息	1,190	
受取配当金	1,819	
受取手数料	1,649	
助成金収入	1,593	
保険配当金	1,220	
その他	956	8,430
営業外費用		
支払利息	16,280	
為替差損	8,702	
株式公開費用	3,850	
その他	198	29,030
経常利益		249,066
特別損失		
減損損失	27,040	27,040
税引前当期純利益		222,026
法人税、住民税及び事業税	115,772	
法人税等調整額	△37,809	77,963
当期純利益		144,063

株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	203,897	73,897	73,897	7,160	65,798	72,958	350,753
当期変動額							
剰余金の配当					△5,640	△5,640	△5,640
当期純利益					144,063	144,063	144,063
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	138,423	138,423	138,423
当期末残高	203,897	73,897	73,897	7,160	204,221	211,381	489,176

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,047	△1,047	349,706
当期変動額			
剰余金の配当			△5,640
当期純利益			144,063
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△812	△812	△812
当期変動額合計	△812	△812	137,611
当期末残高	△1,859	△1,859	487,317

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．商品及び製品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ．仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ．貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～41年
構築物	15年
車輌運搬具	４年
工具、器具及び備品	３～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的ソフトウエア　見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

・自社利用ソフトウエア　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産　定額法を採用しております。

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　受注損失引当金　受注制作ソフトウエア開発に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注制作ソフトウエア開発のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる契約について、損失見込額を計上しております。

③　品質保証引当金　客先納入後の品質保証等の費用に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、個別に見積可能な費用については、発生見込額を見積計上しております。

④　退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤　役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②　退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③　消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

前事業年度まで区分掲記しておりました「未払消費税等」（当事業年度は80,526千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　204,628千円

⑵　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,085千円
長期金銭債権	45,251
短期金銭債務	10,986

⑶　当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行８行との当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,100,000千円
借入実行残高	920,000千円
差引額	1,180,000千円

４．損益計算書に関する注記

⑴　関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	18,124千円
売上原価	47,009
販売費及び一般管理費	12,303
営業取引以外による取引高	1,124

⑵ 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
業務用資産	土地	㈱システムサポートアウトソーシングセンター（石川県金沢市）	27,040

当社は、減損の兆候を判定するにあたり、原則として業務用資産については事業部、サービス区分により資産グループの単位としております。また、プロジェクト特有の資産を有する場合には、個別にグルーピングを行っております。

上記業務用資産につきましては、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額については、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を採用しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

６．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	8,773千円
未払賞与	75,055千円
未払社会保険料	11,359千円
受注損失引当金	3,607千円
品質保証引当金	1,992千円
その他	3,233千円
繰延税金資産（流動）　計	104,022千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	2,405千円
減損損失	8,279千円
敷金及び保証金	5,232千円
貸倒引当金	10,473千円
関係会社株式評価損	51,354千円
退職給付引当金	26,001千円
役員退職慰労引当金	33,963千円
その他	907千円
小計	138,618千円
評価性引当額	△108,320千円
繰延税金資産（固定）　計	30,298千円
繰延税金資産合計	134,320千円
繰延税金資産の純額	134,320千円

⑵ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割	1.0%
評価性引当額の増減	5.3%
所得拡大促進税制による税額控除	△4.0%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1%

７．関連当事者との取引に関する注記

⑴ 子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社アクロスソリューションズ	（所有）直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	－	長期貸付金	32,820
				資金の返済	1,384	－	－
				利息の受取	671	－	－

（注）１．取引金額には消費税等を含めておりません。
２．資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
３．貸付金に対し、32,820千円の貸倒引当金を計上しております。

⑵ 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	259円21銭
１株当たり当期純利益	76円63銭

（注）当社は、平成29年12月16日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

９．重要な後発事象に関する注記

⑴　公募による新株式の発行

当社は、平成30年８月２日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、平成30年６月29日及び平成30年７月13日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、平成30年８月１日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は638,597千円、発行済株式総数は2,420,000株となっております。

①　募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②　発行する株式の種類及び数：普通株式　540,000株

③　発行価格：１株につき　1,750円

一般募集はこの価格にて行いました。

④　引受価額：１株につき　1,610円

この価額は当社が引受人より１株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤　払込金額：１株につき　1,402.5円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成30年７月13日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥　資本組入額：１株につき　805円

⑦　発行価額の総額：757,350千円

⑧　資本組入額の総額：434,700千円

⑨　払込金額の総額：869,400千円

⑩　払込期日：平成30年８月１日

⑪　資金の使途：事業所移転に伴う設備投資資金及び借入金の返済資金

⑵　第三者割当増資による新株式の発行　オーバーアロットメントの売出に係る発行

当社は、平成30年６月29日及び平成30年７月13日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を下記のとおり決議しております。

①　発行する株式の種類及び数：普通株式　97,500株（上限）

②　払込金額：１株につき　1,402.5円

③　払込金額の総額：　156,975千円（上限）

④　申込予定期日：平成30年８月30日

⑤　払込予定期日：平成30年９月４日

⑥　資金の使途：事業所移転に伴う設備投資資金及び借入金の返済資金

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月27日

株式会社システムサポート

取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　坂　　隆　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社システムサポートの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムサポート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月27日

株式会社システムサポート

取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　坂　　隆　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　科　博　文　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社システムサポートの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年９月３日

株式会社システムサポート　監査等委員会

常勤監査等委員　高　井　健　司　㊞

監査等委員　廣　﨑　邦　夫　㊞

監査等委員　麻　生　小　夜　㊞

（注）監査等委員の廣﨑邦夫及び麻生小夜は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　石川県金沢市尾山町10番５号
石川県文教会館　１階　ホール
電話　076-262-7311（代表）

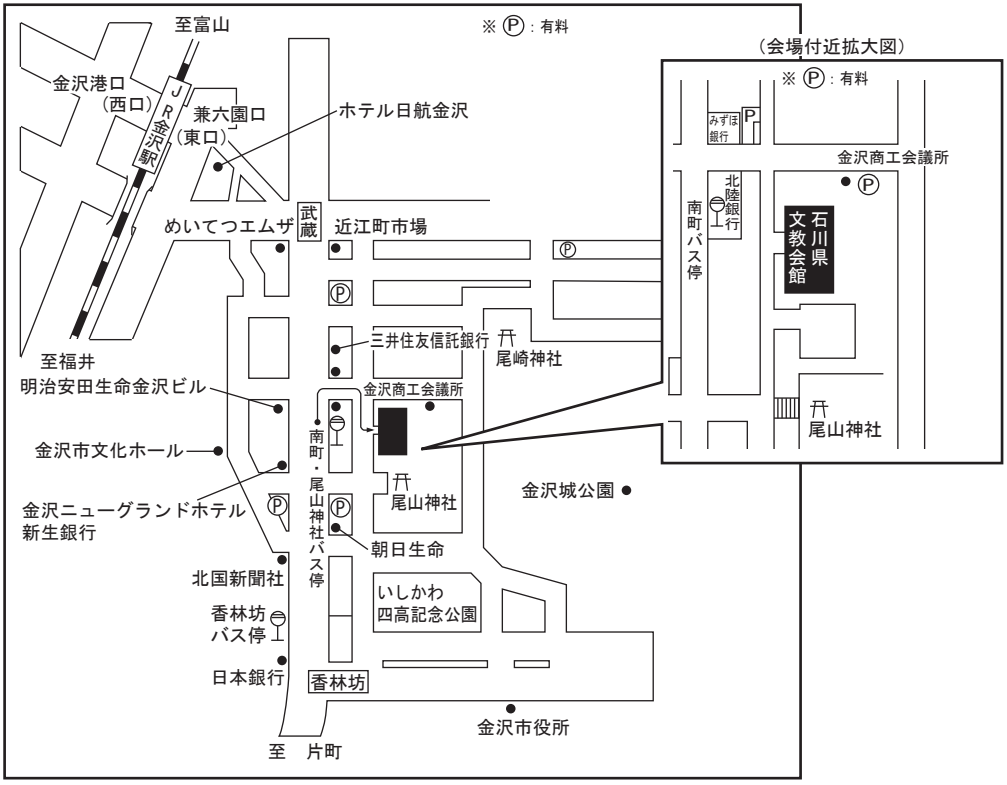

〈交通のご案内〉

■JR金沢駅、兼六園口（東口）側から
・バ　　ス……香林坊方面のバスを利用し、南町・尾山神社バス停下車徒歩約２分
・タクシー……約15分（金沢市香林坊の教育会館とは違いますのでご注意下さい）
（注）会場には駐車スペースがございません。お車でのご来場はご遠慮下さい。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK